

## 尼崎市特定個人情報の安全管理に関する基本方針

平成 28 年 1 月 1 日制定

本方針は、尼崎市における特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の適正な取扱いについて、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年 特定個人情報保護委員会告示第 6 号。以下「ガイドライン」という。）に基づき策定するものである。

番号法においては、特定個人情報の利用範囲を限定する等、厳格な保護措置を定めていること等を踏まえ、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報を取り扱う。

### 1 特定個人情報の取扱範囲

尼崎市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）及び尼崎市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年尼崎市条例第 51 号。以下「番号条例」という。）において定められる事務において特定個人情報を取り扱う。

### 2 特定個人情報の保護

特定個人情報の取扱いに際し、以下のとおりとする。

#### (1) 法令等の遵守

以下の法令等を遵守する

ア 番号法

イ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

ウ 番号条例

エ 尼崎市個人情報保護条例（平成 16 年尼崎市条例第 48 号）

オ ガイドライン

#### (2) 安全管理措置

特定個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の適切な管理のために必要となる安全管理措置を講じる。

#### (3) 適正な収集、利用、保存、提供及び廃棄並びに目的外利用の禁止

特定個人情報は、番号法及び番号条例に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に収集、利用、保存及び提供するとともに、不要となった特定個人情報は、適切な措置を講じた上で速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託・再委託

特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき尼崎市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

尼崎市における特定個人情報の適正な取扱いについて、継続的に見直しを行い、安全管理措置の改善に努める。

以 上